

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 3月 9日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	換気空調系海水熱交換器建屋給気処理装置点検口(非管理区域)において、空気の吸込みが認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、空気の吸込み量は微少であり、換気空調系の機能・性能に影響無し。	GⅢ	
2	3号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室給気ダクト(非管理区域)において、錆・亀裂が発生し空気の吸込みが認められたため、当該ダクトを交換。 なお、空気の吸込み量は微少であり、換気空調系の機能・性能に影響無し。 また、錆・亀裂の発生箇所については、応急処置済み。	GⅢ	
3	4号機	電力系統電圧制御装置の時計装置において、「時計装置異常」警報発生及び2秒程度の進みが認められたため、当該時計装置を点検・修理。 なお、電力系統電圧制御装置については、現在運用休止中。	対象外	
4	4号機	プロセス放射線モニター系非常用ガス処理系排ガス放射線モニター(シンチレーション)の試料採取ラック配管ヒーター温度指示検出スイッチ及びヒーターにおいて、動作不良(通常約100℃～105℃で制御されているところ、約90℃～92℃と低めで制御)が認められたため、当該温度指示検出スイッチ及びヒーターを点検・修理。 なお、放射線測定機能に影響なし。	GⅢ	